



PRESS RELEASE

報道関係者各位

令和5年7月14日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 山本・横瀬
TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

「令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金」 の募集を開始します。

令和5年7月8日から的大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の被害が発生し、県内3市において災害救助法が適用されたことを受け、佐賀県では義援金を募集されます。

つきましては、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集しますのでお知らせします。

記

1. 義援金の名称と受付期間

名称：令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金

期間：令和5年7月18日（火）から令和5年9月19日（火）まで

2. 義援金の受付方法について

(1) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座にご送金くださるようお願いいたします。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3044860	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。また、全国地方銀行協会加盟銀行の窓口からの振込手数料は無料です。

※2 上記以外の銀行からの振り込みや、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

(2) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市天神一丁目4番15号 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（各市町の社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

3. 義援金の配分について

本会でとりまとめた義援金は、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者に配分されます。

4. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和 5 年 7 月九州北部豪雨災害佐賀県義援金 募集要綱」を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

5. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目 4 番 15 / TEL 0952-23-4996